

設計等委託業種について社会保険等への加入を 競争入札参加資格の申請条件とします(案)

設計等委託業種における社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）への加入促進に向けて、財務局では、これまでチラシの配布や契約第一課発注案件の希望受付時に、加入状況を書類で確認する等の取り組みを実施してまいりました。

このような中、設計等委託業種全体で98%を超える加入率(平成30年2月9日現在)が確認できたことから、下記のとおり、設計等委託業種で、社会保険等への加入を建設工事等競争入札参加資格の申請条件とすることといたしましたので、お知らせします。

記

1 開始時期

平成31・32年度建設工事等競争入札参加資格の定期申請時から
(詳細は平成30年10月1日発行の東京都公報特定調達公告版を参照)

2 対象業種

建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査、船舶、ろ過層処理

3 確認内容及び提出書類

(1) 確認内容

社会保険等への加入・支払の状況

(2) 提出書類

1年以内、アからウのいずれか(写し可)、新規加入時は適用(事業所設置)届

① 健康保険・厚生年金保険

ア 領収証書(領収済通知書)

イ 納入証明(確認)書

ウ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

② 雇用保険

ア 領収証書(領収済通知書)と労働保険 概算・確定保険料申告書

イ 被保険者資格取得等通知書【事業主通知用】

適用除外の場合は、該当事項を選択して誓約する。

参考  「社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？」

【問合せ先】 経理部 契約第一課 資格審査担当
電話 (03) 5388-2622